

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

Season 2 第5回

「LGBT」と法律

本年3月、日本行政書士連合会 権利擁護推進パンフレット「行政書士による権利擁護のススメ そうだ、行政書士に相談しよう!!」が作成されました。

そこには、権利を守る正義のヒーロー行政書士権利まもり隊（TEAM G）が登場。その一隊員として「LGBT等の方々の権利を守るユキマサ レインボー」が紹介されています。

そこで今回は、「LGBT」の方々の権利実現に関わる行政書士が増えている現状もふまえ「LGBT」という言葉の歴史的背景と日本における「LGBT」関連の法整備状況について取り上げます。

■ 「LGBT」という言葉

「LGBT」とは、L=Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、G=Gay（ゲイ：男性同性愛者）、B=Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、T=Transgender（トランスジェンダー：生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人〔性同一性障害/性別不合を含む〕）の頭文字を組み合わせた言葉で、今日、性的少数者の総称として使用されています。これまで長く使用されてきた「性的少数者」は、多数派に対し社会的弱者としての少数派といった否定的なニュアンスを持つ言葉でした。これに対し「LGBT」は、当事者らの主体的な名乗りとして、アメリカの人権運動の活動家らが中心となり使用し始めた言葉です。公的文書で初めて使われたのは、2006年7月に行われた性的少数者に対する暴力や差別を告発する「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人権についてのモントリオール宣言」でした。

日本において「LGBT」は、2017年度から高校の教科書に使用され、2018年には『広辞苑』（岩波書店）に新たに収録されました。ただし、当初、『広辞苑』は「LGBT」について「多数派とは異なる性的指向をもつ人々」と記述。この記述へ批判が出たことから、後に「広く、性的指向が異性愛でない人々や、性自認が誕生時に付与された性別と異なる人々」と訂正する顛末がありました。これは「LGBT」という言葉が広まる一方で、必ずしも正しい認識がなされていないという社会の実体を端的に表しているといえます。なお、国際人権法などの議論では、「LGBT」という性的少数者に焦点を当てる表記ではない「SOGI：（性的指向及び性自認：Sexual Orientation and Gender Identity）」という包括的な枠組みで性の多様性を捉える表現が使用されてきています。

■ 日本の「LGBT」に関する法律

「LGBT」という言葉の広がりや、差別や偏見からの解放を求める連帯をもたらし、「LGBT」の方々が直面する困難についても認識されつつあると言えます。2011年、国連人権委員会は、「LGBT」の人々

に対する差別撤廃に関する決議を採択し、日本もまた賛同しました。しかしながら、日本は、国としての動きがないとして、2014年以降、国連人権理事会から、継続的に性的指向及び性自認に基づく差別撤廃の措置を行うよう勧告されています。また、経済協力開発機構（OECD）からは、日本の「LGBT」に関する法整備について、同性婚、雇用における差別を禁止する法制度の不在などから、OECD加盟国35カ国中34位と報じられている状況です（2019年）。

「LGBT」に関する法律は、「差別禁止法」、「同性婚法」、「トランス・ジェンダー関連法」と大きく3つに分けることができます。日本では、「トランス・ジェンダー関連法」として、2003年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（「GID特例法」）」が成立しています。同法は、性同一性障害者に戸籍の性別の変更を認めるものですが、身体的侵襲性の高さから人権侵害が指摘されています。他方で、性的指向・性自認に基づく差別を明示的に禁じる「差別禁止法」や同性婚を認める「同性婚法」のような法律はありません。「差別禁止法」に関わるものとしては、2021年、通常国会に提出が予定されていた「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案（「LGBT理解増進法案」）」があげられます。しかしながら、同年5月末、提出が見送られたことは記憶に新しいところです。なお、パワハラ防止法（2019年）の成立に伴い作成された厚生労働省のガイドラインで、性的指向や性自認についてのカミングアウト強制とアウトイング（Outing:暴露行為）は、パワハラに当たるとして禁じられました。

同性婚については、その是非が、日本国憲法第24条の「両性」の意味がどのように解釈されるかを巡り議論がなされてきました。そうした中、2015年に東京都の渋谷区や世田谷区が、一定の条件を満たしたカップルに「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするパートナーシップ制度を導入しました。条例に基づくか要綱に基づくか等、自治体により異なる点がありますが、2022年4月1日時点では209の自治体が実施しています。

茨城県は、2019年に「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を県レベルで初めて創設し、全ての市町村で当該制度へ対応できる状況となっています。しかしながら、この制度は、法的婚姻とは異なるため、相続の権利を始め、行政サービスや制度、法的効果に限界があります。『いばらきパートナーシップ宣誓制度利用の手引き』Q&AのQ5には、「結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生するものです。一方、いばらきパートナーシップ宣誓制度は、茨城県の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。」と明記されています。

以上のように、「LGBT」に関わる法整備状況において、「LGBT」の方々が望む権利利益の法的保護が十分ではないのが現状です。

2019年、行政書士法の一部改正により、第1条の目的に「国民の権利利益の実現」の文言が追加され、日行連組織には新たに権利擁護推進委員会も設置されました。行政書士が「LGBT」/「SOGI」に関する理解を深め、「LGBT」の方々の権利利益の実現に資することが求められています。行政書士として、具体的に、どのような支援ができるのか。それについては、別の機会を得て紹介します。

参考資料

経済協力開発機構（OECD）『OECD レインボー白書』2021年

三成美保 「マイノリティの包括的権利保障に向けた法的アプローチ」『日本労働研究雑誌』2021年10月号

茨城県保健福祉部福祉指導課 『いばらきパートナーシップ宣誓制度利用の手引き』

水戸市男女平等参画課 「特集 性的マイノリティ」『びよんど』VOL51. 2022年3月